

6月議会 一般会計補正予算などを可決

国議会事務局(市役所3階) ☎88・8100



6月定例会市議会が6月8日(土)24日の17日間の日程で開かれました。水上市長は、招集あいさつの中で新型コロナウイルスワクチン接種の予約や接種状況について触れ「10月末までには希望されるすべての皆さまに2回の接種を完了する見込みです」と述べました。



招集あいさつ全文はこちら

決まった内容

◆一般会計補正予算  
令和3年度の一般会計補正予算が可決されました。  
主な内容として、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費、新型

コロナウイルス感染症に対する商工振興のための事業費、低所得の子育て世帯の生活支援のための給付金など4億7883万7千円を増額し、総額は118億8075万4千円となりました。

◆条例(一部改正)

- ・勝山市職員の服務の宣誓に関する条例等
- ・勝山市附属機関の設置に関する条例
- ・勝山市介護保険条例

◆その他

令和3年度農業集落排水事業特別会計の補正予算が可決されたほか、4議案が可決、専決処分の4議案が承認、意見書の1件が可決、陳情の1件が採択、1件が趣旨採択、1件が不採択となりました。

◆委員の選任・任命

勝山市固定資産評価委員の選任・勝山市農業委員会委員の任命について同意されました。

8月1日から新しい保険証に切り替わります

国市民・税務課(市役所1階) ☎88・8102



国民健康保険



新しい被保険証(兼高齢受給者証)は、7月20日(火)以降順次郵送します。

◆他の健康保険に加入された方へ

就職などで他の健康保険に加入した場合、資格喪失の届出が必要で、届出をしないと、保険料が重複してかかってしまう場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。

◆修学等により住民票が勝山市にない方へ

修学などで勝山市外にお住まいの方で、保険証が必要な方は、市民・税務課で手続きください。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新には、申請が必要です。  
70歳以上75歳未満の方は、市・県民税非課税世帯の方に加え、現役並み所得(課税所得145〜689万円)の方も認定証が必要となります。医療費が高額になる可能性のある方は、申請ください。

申請開始日▼7月27日(火)

「ご存じですか?」おとちよっとお得な年金制度

国市民・税務課(市役所1階) ☎88・8102



前納制度で保険料が割引に

令和3年度の国民年金保険料は、月額1万6610円です。  
まとめて前払い(前納)することで保険料が安くなりますので、前納制度をご利用ください。

(例) 令和3年10月~令和4年3月までの6か月分の保険料▶定額9万9,660円  
前納した場合の保険料▶下記の表のとおり

	納付書で前納	口座振替で前納
納付額	98,850円	98,530円
割引額	810円	1,130円
期限	10月29日(金) (納付期限)	8月31日(火) (申請※期限)

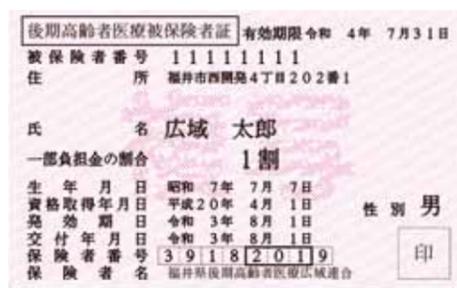
(例) 付加保険料を10年間納付した場合

保険料	400円×10年(120月)=48,000円
受給額(年額)	200円×10年(120月)=24,000円

※口座振替の申請方法  
口座振替納付申出書に必要事項を記入、押印(通帳の届出印)し、市民・税務課または年金事務所、金融機関に提出してください。

年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料額に達し、それ以降はプラスになります。

後期高齢者医療保険



新しい被保険者証は、7月末までに福井県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険税の減免制度

◆減免対象となる方と減免率  
新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入などの減少が見込まれる世帯▶前年の合計所得金額に  
①前年の合計所得が1,000万円以下  
②収入額が400万円以下  
③前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除  
④対象となる保険料  
令和3年4月1日〜  
令和4年3月31日  
※後期高齢者医療保険料も同様に減免制度があります

申請開始日▼7月27日(火)